平成２８年（フ）第１１２号
福岡県小郡市希みが丘１丁目９番地２　パインカーサ希みが丘Ａ一101号
債務者　緒方　浩樹
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５２号
大分市新栄町12番13号（新貝コーポ301）
債務者　井澤　ルミ
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５号
宮崎市村角町木ノ元758番地１
債務者　大田原静枝
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4369番地（サポートハウス谷山中央通）
債務者　福留　隆正
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目56番12号（エクセル小松原312号）
債務者　内田　理道
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９号
沖縄県名護市字為又1219番地137　コーポセンチュリー205号
債務者　仲間ルリ子（旧姓與儀）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１１号
沖縄県国頭郡恩納村字山田600番地１　マエダグリーンコーポ301号
債務者　石濱　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１２号
沖縄県国頭郡金武町字金武8051番地８　Ｍマンション102号
債務者　金城ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第４５号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘４丁目１番地の２　ＭＥビル３階30号室
債務者　立石　孝重
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県朝来市石田976番地
債務者　伊來　昭浩
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
熊本市東区小山２丁目12番２一408号、前住所熊本市東区小山６丁目３番６号　105号
債務者　宮本　佳奈
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県佐用郡佐用町仁方489番地
債務者　海保　知世
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第９号
山口県柳井市神代1038番地30
債務者　田中　由貴
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１３号
山口県柳井市柳井1436番地２　県営住宅12棟105号
債務者　尾上知代美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第４３号
山口県宇部市大字東岐波2299番地１メゾングランデＢ棟103号
債務者　東田　康宏
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４４０号
神戸市垂水区千代が丘２丁目４番41号　千代ヶ丘ハイツＢ一201号
債務者　阿部　紀子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５１号
神戸市長田区上池田６丁目３番５号、従前の住所神戸市須磨区磯馴町６丁目１番22一403号
債務者　的場　玲英
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部